

農地保全整備事業

農地の侵食を防止したり、泥炭土からなることに起因する地盤の沈下などにより、機能が低下した農地や農業用施設の整備を行います。
また、農地の石礫等を取り除く工事も行っています。

【農地の侵食防止】

急傾斜地や、侵食を受けやすい特殊な土地帯における農用地の侵食や崩壊を防止するために排水路などの整備や、風が強く風食や風害を受けやすい地域において、防風施設の整備を行います。



降雨により畑の良質な表土が流されてしまいます。



畑の排水を適切に処理して、土壌の侵食を防ぐことにより快適で効率のよい営農が可能になります。

【石礫の除去】

農地に石礫が多く含まれ、粒径が大きい場合は、農業機械の損耗が著しく、また、根菜類などの収量が減少します。

農地保全事業では礫含量5%以上の地域を事業の対象とし、石礫の除去を行います。



農地の中に石礫が混入しています。



機械により石礫を採取します。



石礫を農地から搬出します。



作物の生育障害が解消されます。